

議案第 号

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

#### 理 由

市及び市から受託した者並びに住民団体から集団回収を受託した者以外の者による資源物の持ち去り行為を禁止することにより適正なりサイクルの推進を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
目次	目次
第1章・第2章 略	第1章・第2章 略
第3章 廃棄物の適正処理（第16条— <u>第25条</u> ）	第3章 廃棄物の適正処理（第16条— <u>第21条</u> ）
第4章 手数料等（ <u>第26条—第28条</u> ）	第4章 手数料等（ <u>第22条—第24条</u> ）
第5章 雜則（ <u>第29条</u> ）	第5章 雜則（ <u>第25条</u> ）
附則	附則
（占有者等に対する改善勧告等）	（占有者等に対する改善勧告等）
第21条 略 （ <u>収集又は運搬の禁止等</u> ）	第21条 略
第22条 市及び市から収集又は運搬を受託した者並びに有価物回収登録業者（紙類、缶・ビン類等の収集又は運搬を業として行う者のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。）であつて集団回収を受託したもの以外の者は、一般廃棄	

新	旧
<p><u>物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、缶・ビン類その他の再資源化の対象となるものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>(指導及び勧告)</u></p>	
<p><u>第23条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</u></p> <p><u>(命令)</u></p>	
<p><u>第24条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。</u></p> <p><u>(公表)</u></p>	
<p><u>第25条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその者の氏名又は名称を公表することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。</u></p>	
<p><u>第26条～第29条 略</u></p> <p><u>別表 (第26条関係) 略</u></p>	<p><u>第22条～第25条 略</u></p> <p><u>別表 (第22条関係) 略</u></p>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。